

財政部・税務総局、増値税期末控除未済税額還付政策を拡大

財政部・税務総局は2022年3月31日、「増値税期末控除未済税額還付政策の実施強化に関する公告」（財政部 税務総局公告2022年第14号、以下、本公告）を公布しました。本公告は、2022年4月1日より施行されています。これに伴い、従前の関連規定^{※1}が廃止されました。

増値税期末控除未済税額還付制度は、2019年4月1日より施行されており^{※2}、条件に合致する納税者は増加分の控除未済税額の還付を申請することができます。本公告により、本政策の適用対象が従来の一部先進製造業の企業から、条件に合致する小型・零細企業および製造業等の企業まで拡大され、さらに既存分の控除未済税額も還付対象となりました。

※1 「一部先進製造業の増値税期末控除未済税額還付政策の明確化に関する公告」（財政部 税務総局公告2019年第84号）
 「国有農用地貸出等に係る増値税政策の明確化に関する公告」（財政部 税務総局公告2020年第2号）第六条
 「先進製造業の増値税期末控除未済税額還付政策の明確化に関する公告」（財政部 税務総局公告2021年第15号）

※2 「増値税改革関連政策の深化に関する公告」（財政部・税務総局・税関総署公告2019年第39号）
 詳細は、SMBC (CHINA) NEWS【2019】11号ご参照。

<本公告の概要>

1. 政策内容

- 条件に合致する小型零細企業（個人事業主を含む）および製造業等の企業（個人事業主を含む）は、増値税の増加分控除未済税額の還付および既存分控除未済税額の一括還付を申請可能

2. 企業分類・定義

零細企業
小型企業
中型企業
大型企業

- ・ 「中小企業類型区分基準規定」（工信部聯企業[2011]300号）・ 「金融業企業類型区分基準規定」（銀發[2015]309号）の営業収入指標・資産総額指標に基づき確定
- ・ 営業収入指標は、納税者の前会計年度の増値税売上額に基づき確定し、資産総額指標は、納税者の前会計年度の期末値に基づき確定
- ・ 一会計年度に満たない場合、以下の公式に基づき計算

$$\text{増値税売上額} = \text{前会計年度の企業の実際の存続期間の増値税売上額} / \text{企業の実際の存続月数} \times 12$$
- ・ 増値税売上額には、納税申告売上額・査察追加売上額・納税評価調整売上額を含む
 増値税差額徴収政策を適用する場合、差額後の売上額により確定

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工信部聯企業[2011]300号・銀發[2015]309号の業種以外の納税者、および工信部聯企業[2011]300号の業種で営業収入指標または資産総額指標の累計区分による確定を採用してない納税者について、以下の基準で確定 零細企業：増値税売上額/年が100万元未満 小型企業：増値税売上額/年が2,000万元未満 中型企業：増値税売上額/年が1億元未満 ・ 大型企業とは、上述の零細企業・小型企業・中型企業に該当しない企業
製造業等の企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ <<国民経済業種分類>>における製造業、科学研究・技術サービス業、電力・熱力・ガス・水の生産・供給業、ソフトウェア・ITサービス業、生態保護・環境ガバナンス業、交通運輸・倉庫保管郵政業の業務への従事に相応して発生した増値税売上額の全増値税売上額に占める比率が50%を超過する納税者 ・ 上述の売上額の比率は、納税者の税還付申請前連続12ヶ月の売上額に基づき計算して確定；税還付申請前の経営期間が12ヶ月未満かつ満3ヶ月の場合、実際の経営期間の売上額に基づき計算して確定

3. 適用条件

- 本政策を適用する納税者は、以下のすべての条件への合致が必要
 - ・ 納税信用等級がA級またはB級であること
 - ・ 税還付申請前の36ヶ月間に控除未済税額還付・輸出税還付の詐取、または増値税専用発票の虚偽発行をしていないこと
 - ・ 税還付申請前の36ヶ月間に脱税行為により税務機関から2回以上の処罰を受けていないこと
 - ・ 2019年4月1日以降、「徴収後即還付・事前徴収事後返金（還付）」政策を享受していないこと

4. 還付申請

- 条件に合致する企業は、以下の納税申告期間より主管税務機関に増加分・既存分の控除未済税額還付を申請可能

	増加分の控除未済税額の還付	既存分の控除未済税額の一括還付
小型・零細企業	2022年4月の納税申告期間～	零細企業：2022年4月の納税申告期間～ 小型企業：2022年5月の納税申告期間～
製造業等の企業	2022年4月の納税申告期間～	中型企業：2022年7月の納税申告期間～ 大型企業：2022年10月の納税申告期間～

5. 増加分・既存分の控除未済税額の確定

- 増加分の控除未済税額
 - ・ 納税者が既存分の控除未済税額の一括還付を未取得の場合、当期の期末控除未済税額のうち、2019年3月31日時点対比で新たに増加した控除未済税額を採用
 - ・ 納税者が既存分の控除未済税額の一括還付を取得した場合、当期の期末控除未済税額を採用

- 既存分の控除未済税額

- 納税者が既存分の控除未済税額の一括還付を未取得で、当期の期末控除未済税額が 2019 年 3 月 31 日時点の期末控除未済税額以上の場合、2019 年 3 月 31 日時点の期末控除未済税額を採用
- 当期の期末控除未済税額が、2019 年 3 月 31 日時点の期末控除未済税額を下回る場合、当期の期末控除未済税額を採用
- 納税者が既存分の控除未済税額の一括還付を取得した後、既存分の控除未済税額は零

6. 控除未済税額の計算

- 本政策を適用する納税者は、以下の公式に基づき、還付される控除未済税額を計算
 - 還付対象となる増加分の控除未済税額 = 増加分の控除未済税額 × 仕入税額の構成比率 × 100%
 - 還付対象となる既存分の控除未済税額 = 既存分の控除未済税額 × 仕入税額の構成比率 × 100%
- 仕入税額の構成比率は、2019 年 4 月から税還付申請前までの税額帰属期間における控除済みの増値税専用発票・有料道路通行料増値税電子普通発票・税関輸入増値税専用納付書・税金納付証明書に記載された増値税額が、同期間のすべての控除済み仕入税額に占める比率

以 上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大廈16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開発区
東南大道33号 科創大廈8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大廈4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。